

災害時に学齢期の子どもとその家庭が直面する困難はいかなるものか

—豪雨災害直後の被災地域の子どもの取り巻く環境に着目して—

中丸和^{1, 2, 3}・伊藤駿^{3, 4}

What Difficulties do School-Aged Children, and Their Families Face in a Disaster?: Focusing on the Situation Surrounding Children in the Areas Affected by a Heavy Rainfall Disaster

Nagomi NAKAMARU^{1, 2, 3} and Shun ITO^{3, 4}

Abstract

This paper aims to elucidate the challenges faced by school-aged children and their families during disasters. This paper analyzes interviews conducted at a relatively early-stage with parents in disaster-affected areas. The results revealed that the difficulties arose due to the closer proximity between parents and children and the loss of “Ibasho” for children. Parents faced heightened mental burdens and difficulties during recovery efforts while children’s rights to play were infringed upon. Moreover, requiring parents to spend long hours with their children made it challenging for them to interact with each other in a relaxed atmosphere. To mitigate these challenges, this paper highlights the need for safe spaces with daycare functions and playgrounds with minimal restrictions free from the watchful eyes of others.

キーワード：災害時の子ども支援, 子育て世代, 減災, 支援

Key words: Children support during disasters, child-rearing generations, Disaster Mitigation, Support

1. 問題の所在

1.1. 災害時要配慮者としての子ども

本稿の目的は、学齢期の子どもとその家庭が災害時に直面する困難がいかなるものなのかを被災

地域の保護者に対するインタビュー調査をもとに、明らかにすることである。特にその際、子どもの発達保障に注目し分析を行なう。これを通して、災害時という緊急事態において現れるニーズと支

¹ 大阪大学大学院人間科学研究科
Graduate School of Human Sciences, Osaka University

² 日本学術振興会
Japan Society for Promotion of Science

³ NPO 法人 ROJE
Non-Profit Organization ROJE

⁴ 京都教育大学
Kyoto University of Education

援方策に関する示唆を得ることを目指す。本稿における発達保障とは、主として国連「児童の権利に関する条約」における基本的考え方の原則の一つとして捉えられている「すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受ける」¹⁾権利の保障を指す。

東日本大震災から10年以上が経過してその風化が懸念される一方で、令和6年版防災白書によれば、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨、令和4年台風第14号などはほぼ毎年のように大規模な災害が発生²⁾しており、災害発生時に被害を最小限にするための防災・減災に向けた支援方策や制度構想は喫緊の課題であると言える。

そうした災害発生時において、子どもは災害時要配慮者とみなされ、避難時及び避難生活等において特別な配慮が必要であるとされている³⁾。また、災害時要配慮者としての子どもは特に乳幼児が取り上げられることが多いが、災害時に特別なニーズを持つ「子ども」は乳幼児に限らず、学齢期等の発育過程にある子どもも含まれると考えられる。なぜなら、国連「児童の権利に関する条約」では18歳未満のすべての者について、子どもの発達段階等に応じた特有のニーズに配慮されるべきであることが確認されており、災害時であってもそうした特有のニーズが配慮される必要があると考えられるからである⁴⁾。加えて、内閣府が避難所運営の業務全体を俯瞰するガイドラインやマニュアルとしての位置付けで発行した「避難所運営ガイドライン」においても、「女性や子供は特別なニーズを持った存在」⁵⁾として配慮が必要ことが示されている。そして、同ガイドラインでは、そうした配慮として「母子(妊婦・乳児)避難スペースの設置」や「キッズスペース(子供の遊び場)の設置」などが挙げられている。

以上のように、災害時において子どもが持つ特有のニーズへ配慮することは重要であり、その方策として特に学齢期の子どもに関しては、キッズスペースすなわち子どもの居場所の設置が提案さ

れてきた。一方で、実際の災害現場ではそうした配慮が実施されることは多くない現状がある。その背景として、「高齢者や心身障害者などの災害時要配慮者と比較すると、常に大人の保護下であると想定される子どもの災害時支援は支援優先順位が低く、災害時支援の重要性が理解されていない現状にある」⁶⁾ことが指摘されている。なお、災害対策基本法の改正によって2015年より法制度上も災害時要配慮者は「要配慮者」と記載されるようになった。本稿では平時の要配慮者と区別するために災害時要配慮者としているが、本直接引用部分は引用元に合わせて要配慮者と記載している。また、内閣府の「避難所運営ガイドライン」においても、「業務全体を俯瞰する」ものとして位置付けられているためか、「キッズスペース」とは子どものどのようなニーズに対応して、どのような機能を持つべきものなか、またそうしたスペースなどがなぜ必要なのかについてはほとんど述べられていない。

これらのことを踏まえれば、災害時にあっても子ども特有のニーズにตอบสนองしていくために、まず災害時の子どものニーズを捉え、それに対応する支援方策を構想していく必要があるということは間違いない。

1.2. 先行研究の整理

ここでは、災害時に子どもが直面する困難や子どもへの災害の影響に関する先行研究を整理する。こうした研究は、これまで主に心理学や医療の分野で蓄積されてきた⁷⁾。これらの分野では、災害発生後の子どもの反応に着目し、PTSDをはじめとして身体的・精神的に様々な症状が表出することが明らかにされてきた^{8,9)}。また、そうした子どもたちの反応は災害直後のみならず、災害後期においてもみられることも報告されており、中長期的な支援の必要性が主張されている^{10,11)}。このように、災害時の子どもに関する研究は、子どもへの心理的影響とその表出に関するものに焦点が置かれてきた。そのためか発災後の子ども支援についてもそうした子どもの「心のケア」のための活動が目立つ。例えば、東日本大震災市町村復興

計画における子ども支援施策のうち、最も多い子ども支援施策は「心のケア」であった¹²⁾ことが指摘されている。確かに子どもの心に目を向けて、そうした影響の緩和を目指すことは非常に重要なことである。しかしながら、災害時の子どもの心に影響を与える要因には、災害発生やその目撃などのみならず、その後の避難生活や復興過程における生活環境の変化もあると考えられる。このことを踏まえれば、災害時の支援ニーズを捉えるためには、これまでの多くの研究のように子ども個人の反応に着目することに加えて、子どもや子育て家庭を取り巻く環境に着目しながら、そこで発生する困難やニーズを明らかにしていくことが求められる。

災害時の子どもや子育て家庭を取り巻く環境に着目した研究は、心的影響に関するものに比べれば少ないが、いくつか存在する。そうした研究としてまず、阪本ほか(2021)及び原・阪本(2021)が挙げられる。阪本ほかは、特に子育てをしている人がそうでない人よりも災害発生後の生活において大きな負担を感じている要因を明らかにするために、災害発生後5ヶ月までの間について子育てに関する労働の配分がいかに行われていたのかを検討した。そこでは災害時には子育て労働負担が「家庭」に偏りやすいことや、災害復興過程で子どもの居場所が喪失する場合があります、その場合は子育て労働負担が増加することが示されている¹³⁾。他方、原・阪本は、子育て労働の負担が就業の自由度や家族構成によって異なることを示し、自助・共助が難しい子育て世代に対して、公助による託児支援が求められると主張した¹⁴⁾。これら2つの研究では、子育て家庭が直面する困難の背景となる環境要因を明らかにしており、今後の支援方策を構築する上で大変意義深い。ただし、主として復興過程における「子育て労働」という観点からの分析であり、明らかにされた背景要因が子どもの発達保障においてどのような影響を及ぼすかに関する検討は行われていない。つまり、「子ども」という視点からの災害発生後の環境要因によるニーズは明確ではない。

一方で、安部は阪本らと同様に災害時の子育て

家庭に着目しているが、女性や子どもの参加の権利に特に注目して、子育て家庭の女性がいかなる困難に直面するのかについて検討を行なっている。そこでは主に乳幼児期の子どもをもつ家庭について、「子どものケアが当たり前のように母親に覆いかぶさってきた」¹²⁾ことが指摘されている。他方で、母親や子どもが防災や復興計画策定の際に参加が可能な場合は多くなく、女性と子どもが災害時にも主体として参加する権利を保障していくべきことを主張している。安部の研究は子どもの権利に着目して災害時の課題を析出している点で重要な研究であるが、特に災害直後の事例については女性の権利という視点での分析が主で、子どもにとって子どもの居場所がいかに機能すべきなのかへの言及は不足している。

以上の研究に加えて、いくつかの文献では災害現場での子ども支援の実践事例を報告している。これらの支援活動にはチャイルドフレンドリースペース(CFS)すなわち「子どもにやさしい空間」として、避難所等での子どもの居場所づくり実践が含まれている¹⁵⁾。実践の報告から、居場所の必要性や子どもの居場所づくりが保護者支援へとつながる可能性などが推論されているが、居場所がいかなる機能をもち、どのような支援ニーズがあったのかに関しては実証的に明らかにはされていない。

以上のことを踏まえれば、先行研究から見る現状の課題は以下の3点に整理できる。

- (1) 発災後に子どもが直面する困難や子どもへの被災による影響については心理的側面に注目が集まり、子どもを取り囲む環境の実態および、そこから生じる支援ニーズが明らかにされていない。
- (2) 復興過程ではなく災害直後の、子どもや子育て家庭が直面する困難がいかなるものかに関する検討が不足している。
- (3) 支援ニーズに応答しようとする試みの実証的な検討が不足している。

そのため、本稿では子どもの発達保障という観点から、災害直後の特に学齢期の子どもや子育て家庭を取り巻く環境実態を実証的に明らかにする

ことを目指す。上記に示したように、災害直後に焦点化することは、これまでの研究では積極的には行われてこなかった。しかしながら、災害直後であっても子どもたちの発達保障のための努力は行われるべきであり、その実現のためには実態とニーズの把握が必要である。そのため調査公害にならぬよう適切な配慮を行なった上で、災害直後に焦点を当てた研究を実施することは重要である。なお、本稿における「災害直後」とは、およそ災害発生から1ヶ月後までの時期を指し、被災した人々が避難生活から仮設住宅等次の住まい入居までの期間を指す。この期間は災害に関わる時期区分である災害サイクルでいう災害発生から亜急性期までにあたる¹⁶⁾。そのため、本稿で検討する災害直後の子どもを取り囲む環境実態は、その多くが避難所での生活に関するものとなっている。

2. 調査の概要

2.1. 調査の方法と対象

本稿では、子どもの発達保障という観点から災害時のニーズを明らかにするために、被災した保護者への半構造化インタビュー調査の結果を分析している。インタビュー調査の対象は2000年以降に発生した豪雨災害及び土砂災害の被災地域であるX市において実施された子どもの居場所支援を利用していた子どもの保護者である。X市の災害は激甚災害に指定されており、多くの子育て家庭が被災し、避難を余儀なくされた。また、学校も被災したため、避難所として学校ではなく様々な宿泊施設等が使用された。

調査対象地域は人口30,000人から40,000人の市域である。しかし今回取り上げる災害によって発生した甚大な被害は局所的なものであり、調査対象者を特定される可能性があるため災害名等は記載していない。また、災害後この市では一部学校

が災害直後から次の長期休みまでの約2週間休校となり、再開することなく長期休みを迎えた。休校中、登校日が設けられたこともあったが、通常通りの学校は夏休み期間明けまで再開しない状況であった。

X市では、災害発生から19日後より約1ヶ月後までの間、NPO法人である子ども支援団体Pが避難所となっていた宿泊施設内において子どもの居場所支援活動を実施した。活動の内容は、朝から夕方にかけて毎日、支援団体Pのスタッフが避難所の一区画において子どもを預かり、遊びや学習を行いながら一緒に過ごすというものである。居場所支援活動の対象となる子どもは0歳から小学6年生までであり、実際には1歳から小学6年生までの子どもたち(37名・兄弟姉妹含む)が利用していた。また、支援団体Pは利用対象者として避難所での避難・在宅避難など避難状況や被害状況を問わず受け入れを行なった。

筆者らは、支援開始時から支援団体Pのスタッフとして週に5日以上支援活動に参加して子どもたち、そしてその保護者とコミュニケーションを積極的にとり、継続的な交流を図るなど信頼関係を築くよう努めた。そして、支援開始から約1ヶ月が経過した頃に、居場所支援を利用していた保護者にインタビューを依頼し、許可を得た方を対象に調査を実施した。半構造化インタビュー調査では、居場所支援を利用した理由やその背景にある被害状況、発生後子どもに関連して困っていたことのほか、居場所支援を利用して見られた子どもの変化を中心に質問を行なった。

インタビュー対象者の概要は、表1の通りであり、インタビューはすべて一人ずつ行なった。なお、すべて仮名である。インタビュー調査の依頼は、母親に限定したわけではなかったが、子どもの送り迎えで顔を合わせる保護者に母親が多かつ

表1 インタビュー対象者の概要

	子どもに対する続柄	子どもの学年(支援開始当時)と性別	インタビューの方法	インタビュー時間
庄司さん	母	小学1年生女	ビデオ会議インタビュー	61分
高谷さん	母	中学1年生女, 小学5年生女, 5歳男, 3歳女	ビデオ会議インタビュー	52分
金丸さん	母	小学5年生女, 小学3年生女	ビデオ会議インタビュー	47分
小宮さん	母	小学3年生女, 小学1年生女, 4歳男	電話インタビュー	34分

たこともあり、結果的にすべての家庭で母親に対するインタビュー調査となった。また、支援団体 P の支援活動では学齢期の子どものみならず、乳幼児期の子どもも対象としていたため、乳幼児期の子どもを持つ保護者へのインタビューも含まれているが、本稿ではそのうち特に学齢期の子どもに関連する発言に着目している。

本稿が対象とする豪雨・土砂災害事例は、日本で発生する様々な災害種のうちの一つに過ぎず、その事例を災害事例一般と捉えることはできない。しかしながら、対象とする事例では激甚災害と指定されていることからわかるように甚大な被害を地域として受けており、また多くの人が市の指定する避難所で約 1 ヶ月暮らさざるを得ない状況に見舞われるなど、より深刻な状況に子どもやその家庭が置かれていたと言える。そのため、そういった状況から導き出される支援ニーズを検討することは、子どもとその家庭が災害時に直面する困難を描き出し、今後の支援方策や災害に向けた体制を検討するという本稿の目的に適うと考えられる。

2.2. 倫理的手続き

本研究の実施にあたっては、まず広島文化学園大学大学院教育学研究科倫理審査委員会の研究倫理審査を受審した(受付番号03008)。調査にあたっては、「調査実施者は支援団体 P のスタッフであると同時に、研究者であること」も調査対象者へ明示した上で、了承を得た。

また、インタビュー調査実施の際には、「答えたくないものは答えなくてよいこと」やプライバシーは守られることのほか、情報管理の方法等について伝えるとともに、IC レコーダーによる録音あるいはビデオ会議アプリの録画の許諾を取り、録音・録画を行なった。

本稿では、録音および録画を行なった音声について、すべて文字起こししたものを分析対象としている。

2.3. 分析の視点

次節以降で調査の結果を記述するが、特に子ど

も個人にみられた反応や影響というよりも、子どもや子育て家庭が困難を抱える背景や環境要因に着目し、関連する発言を検討している。これは冒頭で述べたとおり、PTSD を含む発災後の子どもの心理的・身体的反応や影響についてというよりも、本稿では子どもを取り囲む環境がいかなる影響を受け、それがどのような困難や支援ニーズを生み出しているのかを明らかにしようと試みるからである。こうした発災後の子どもを取り囲む環境の変化や困難に言及しているポイントを中心として定性的コーディングを行った。その結果、保護者の語りからは、発災後の子どもを取り囲む環境の変化や困難として、主に「母と子の距離感が変化したこと」「子どもの居場所がなくなったこと」という 2 点が析出された。以下では、これら 2 つについて、発災後何がどのように変化したのか、それによっていかなる困難が発生したのかを詳述する。

3. 調査の結果

3.1. 発災後の母と子の距離感

まず、発災後の困難として挙げられた母と子の距離感の変化について、次のように語られた。なお、インタビューの引用のうち、括弧内は筆者補足であり、以降のインタビュー引用箇所においても同様である。

<庄司さん>①本当にずっとべったりじゃないですか。私、しかも(学校の一時再開があっても)午前中だけだったんですね。給食もお弁当もどうすることもできないから。図書館学校(夏休みに入る前までの間、学校が子どもたちを図書館に連れて行ってきていた活動のことを指す)も午前中ですぐ帰ってきちゃって。私も午前中の仕事してたし。それはそれで本当に。私も全然、寝ることも、睡眠障害みたいにもなってたし、結構つらくて。(中略)最初のホテルで遊び場っていうか、ちょっとしたおもちゃを持ち寄ったり、そこに毛布を敷いたりとかして、ちっちゃい子も冷たくないようにとかして、ちょこっと遊ぶところは作ったんです。②でもやっぱり離れるのは一瞬だけで、

ママたちお互いに、物資見てきたいからちょっと見ててとかそういうことはしたけど、でもそんな何時間もがっつり預けることはできないし。

<小宮さん> (親同士で子どもを預かり合うということをしていたことについて) 本当、何するわけでもないけど、取りあえず(子どもが)集まって一緒に過ごすみたいな感じだったんですけど。他のお母さんとかも、その時間は休めるし。
③ずっと子どもというって、きっと普段そんなにないことだから、親にとってもちょっと自分の子ではあるけど、苦ではあると思うんですね。少しでも休んでもらえたらなって気持ちはあったんですけど。

災害発生後、学校や幼稚園・保育園等が休校・休園することで、下線部①②の語りからわかるように、子どもが親の手を離れることが少なく、同じ空間で多くの時間を過ごさざるを得ない状況となった。そして、普段は日中学校に通う学齢期の子どもを持つ家庭にとっては特に、長い時間を子どもと共にしなければならぬということ、非日常として経験されていた(下線部③)。こうした「普段」あまりない子どもとの多くの時間の共有は、保護者らにとって精神的な困難や復旧作業の進行における困難を生じさせることとなる。それは、特に下線部③の語りに現れている。

また、下記の語りでも保護者の精神的負担の大きさが垣間見える。

<庄司さん> スクールカウンセラーの方がそこ(庄司さんらによって作られた子どもの遊び場)の話も私もしていたっていうのもあって来てくれて、(子どもを)見てくれて。「遊んでるから部屋で休んできていいですよ」って言われたけど、そこまでできないって思って、④近くのソファで見ながら、うとうとって初めてできたんですね。それが被災後、何日後だったのか、わからないんですけど。だから本当に預けられる人に預けれると、人は安心できるんだっていうことを、すごい感じました。

庄司さんの下線部④の語りは、裏を返せば、子どもから目を離せない状況に置かれ続けている限りは、保護者が安心できる時間を得ることは難しい状況にあると言えるだろう。

加えて、保護者と子どもが一緒にいる時間が増加することは、次の語りに見られるような困難も生じさせていた。

<金丸さん>⑤いろんな手続きをするのが、あと現状を把握するっていうのが精いっぱいだったので、子どもの面倒を見ながらっていうのが、本当にとっても大変だったんですね。なので、短時間でも支援団体Pに預かっていただけで、その間に、諸手続きを、しなきゃいけないってことを済ませられたっていうのは、精神的にも、肉体的にも、かなり軽減して助かりました。(中略)もし支援団体Pに預けれなかったら、⑥一緒に市役所とかに連れていかなきゃいけなかったですし、話も集中して聞けないじゃないですか、説明を受けても子どもが一緒ですと。

<高谷さん>⑦保護者でやらなきゃいけないこととか、学校のことだったり、子どもがいるとできなかつたりするのを支援団体Pに預けて見てくださっている間に動けたりしたので、助かりました、すごく。

下線部⑤⑥⑦からは、保護者にとっての精神的困難だけでなく復旧作業の進行における困難にもつながっていたことが読み取れる。このように、発災後に否応なしに発生する復旧のための様々な手続き等を行う際に子どもと一緒にいるということは、そうした手続きを進めることを困難にしていた。保護者が発災後にしなくてはならない作業や諸手続きを子どもとともに実施することは難しく、保護者の時間的余裕や精神的余裕をさらに追い詰めていく可能性があるものとなっていたのである。

ただし、こうした保護者と子どもの距離感の変化は、復旧作業を行なっていく上での子育て労働負担の増加という保護者にとっての障害として見

られていただけではなかった。

〈庄司さん〉市役所にお願いしに行くとか、自分たちでも計算したり何だりとかしたり、そういう罹災証明書に関わる時間ってというのが人よりもたぶん、多かったと思うんです。さらに、その土砂も入っちゃってるところを手作業でかいたり、重機をお願いして何日間かにわたって庭にある土砂を撤去したりとか、そういう作業にもすごく時間が必要だったので、⑧簡単に言うと私たちの時間を確保したいということと、そこに娘を巻き込みたくないというか。娘の前であんまり相談もできなかつたですし、楽しくてほしいというのが一番あったので。

〈金丸さん〉⑨子どもの前で話せないような被害状況、聞かせたくないような話とかいうのも、近所の方としなければ、現場の状況を確認したりするときに、あまり、まだちょっと発生直後とかですと、子どものほうのメンタル状況もかなり落ち込んでいたので、そういったときに(支援団体Pに)預けさせていただきました、そういった状況報告とかも、近所の方としたりしておりました。

上記の庄司さんの語りからも読み取れるように、子どもへの配慮の観点からも、保護者にとっては子どもと過ごす時間の増加が問題あるいは困難として認識されていたと考えられる。下線部⑧からは、被災の状況を目の当たりにするようなことや話に娘を巻き込みたくなく、子どもには「楽しくてほしい」という願いがあったことがわかる。また、発災後の子どもたちの精神的状況を心配し、子どもたちがいないところでの作業や被災状況の把握などをするというように、否応なく災害に向き合わなくてはならない保護者は「子どものため」にあえて子どもから距離を取ろうとしていると考えられる(下線部⑨)。

以上のように、保護者は発災後の非日常的な子どもとの多大な時間の共有の中で、被災によって発生する作業や諸手続きのための時間の確保や子どもの精神的状況といった課題の解決のために

「子どもとの一定の距離感の確保」を行おうとしていた。

加えて、被災直後について小宮さんは以下のように語っている。

〈小宮さん〉本当にあのとき、⑩いっぱいいっぱい、関われなかつたんですよね、子どもに、今までどおりに。きっと子どもたちは今まで以上に甘えたい。今この状況が理解できない。⑪もやもやしてるみたいなので、でも私も私でどうしたらいいみたいなのと、今後どうするみたいなのと、いっぱいいっぱい。お互いイライラして、本当にもうどうしたらいいんだろう。

子どもも自分自身も上記の語りのような状況(下線部⑩⑪)だった小宮さんは、支援団体Pに子どもを預け、保護者と子どもの距離を一定確保する時間を設けることで、次のように状況の改善が見られたという。

〈小宮さん〉すごく自分も他の考えなきゃいけないこと、市役所に行かなきゃいけないとかそういうところに⑫時間を費やしたりとかできたから、余裕も持てて。帰ってきたらしっかり接してあげるみたいな時間がつくれた。

このように、保護者と子どもの距離を一定確保することは、復旧作業などに子どもを巻き込みたくないという子どものメンタルヘルスへの保護者の配慮という観点からだけでなく、実際に保護者の精神の安定につながり、そのことでむしろ子どもと余裕を持って接する時間を創出することにもつながっていたと言えよう(下線部⑫)。

3.2. 子どもの居場所の喪失

続いて、発災後の子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化として、子どもの居場所に関する変化に関連して言及されているものを取り上げ、それによる困難について詳述する。

〈金丸さん〉⑬居場所が、子どもたちのなかつた

ので、なんか（避難所となっている宿泊施設の）ロビーのソファで、みんなでゲーム機で遊んでたり、あとは、ゲーセンのコーナーがあったので、そこでみんなで騒いでたりって感じで、子どもの居場所がなかったと思うので。親も災害直後は、本当に混乱の中だったので。

まず、避難所では「子どもの居場所がなかった」ことが語られている（下線部⑬）がこの子どもの居場所とはどのようなものを指すのだろうか。金丸さんの語りを詳しくみると、子どもの居場所がなかったために、子どもたちは避難所のロビーのソファでゲームをしたり、ゲーセンのコーナーで騒いだりしていたという。これを踏まえると、子ども同士が集まって遊ぶことはできたとしても、それは子どもの居場所として適切に機能していたとはいえないと捉えられていると考えられる。このことから、子どもが集まったり様々な方法で自由に遊んだりしても良い場所、つまり大人から見た“子どもたちにとって適切な場所”という意味での子どもの居場所が避難所では確保できていなかったと考えられていたとみることができよう。

また、こうした“適切さ”に関して次のような語りも見られる。

<小宮さん>私たちが市の避難所に入ってから⑭本当に子どもたち無法地帯みたいになって。学校も午前中しかなくて、ここはもうロビーとかで走り回っちゃったりとかして。その状態がすごく良くないなと思って。いろんな方がいらっしゃるじゃないですか。老人の方がいたりとか。ロビーが遊ぶ場所じゃないし。

<金丸さん>結構、壁が薄かったり、子どもの数も多かったせいか、⑮結構、皆さん、周りの方を気にして、子どもたちの騒音でしたり、部屋しかいれなかったじゃないですか。いれないんですよ。だから、そういう部屋がなかったの。

小宮さんは、ロビーで走り回って子どもたちが遊ぶことに対し「すごく良くない」と感じていた

という（下線部⑭）が、この理由として、本来ロビーは遊ぶ場所ではないことや、ロビーには子どもたち以外にも老人の方など様々な方がいることを挙げている。さらに、「子どもの居場所がなかった」と語っていた金丸さんは、周囲の人たちに子どもたちの騒音等で迷惑がかかることを恐れて、部屋にしかいることができなかったという（下線部⑮）。また「皆さん」という語りからは、金丸さん自身のみならず身近な子育て家庭の多くがそうした状況にあったことが推察される。

このように、様々な人が緊急事態の中で集まっている避難所では特に周囲の人々への配慮のために、子どもたちの行動を制限せざるを得ず、子どもたちが自由に遊んだり集まったりすることのできる居場所を得ることが難しくなっていたと考えられる。

こうしたことから、子どもが集まったり遊んだりするために“適切な”場所がなかったということは、単に一人の保護者にとっての遊ぶ場所としての適切さによってその有無が判断されたものではないと言える。そしてそうした適切さは、他の避難をしてきている人々との関係性の中で否応なく判断されていたことが見てとれる。

これらのことを踏まえれば、子どもたちが集まったり遊んだりすることに“適切な”場所とは、周囲の状況によって制限を受けずに子どもたちが自由に遊ぶことのできる場所であると言い換えることもできるだろう。そうした状況に対して、保護者にとっての子どものニーズが次のように求められていた。

<金丸さん>本当にあの場で⑯安全に、子どもたちには罪がないと思うので、ありのままにいさせてあげれる場っていうのがあったら、うれしかったですね。

<高谷さん>うちの場合、遊ぶ友達がなくなったのと、なので、あまり部屋から出れなくなって。なので、⑰遊べる場所に連れてってあげたいなと思った。

つまり、保護者たちは子どもたちがありのままにいられたり、安全に遊ぶことのできる場所を求めているのである(下線部⑩⑪)。

他方で、子どもたちの居場所がなかったことは、子どものみならず、その保護者にも困難を生じさせていたと考えられる。例えば、他人への迷惑をかけないようにするために小宮さんは自分たちで子どもたちを一つの場所で見ようにするなどの工夫を行っていたという。しかしながら、そうした行動を取る際には、「自分もちょっと休みたい」という気持ちもあったといい、子どもたちの居場所がなく遊びや自由が制限されることは保護者の負担を増加させる可能性も示唆される。

加えて、小宮さんは「もう少し、早い段階で居場所っていうのがあったら、助かったかなと思います。」と語っている。本稿が検討している保護者が利用していた支援活動は19日後から開始されていた。避難生活中は家族単位で過ごすために子ども支援を必要とすることは少ないという研究¹⁷⁾もあるものの、この語りからは、災害直後の中でも早い段階から子どもの居場所支援が求められていたと考えられよう。

4. まとめと考察

4.1. 子どもの発達保障という観点からみる災害時のニーズ

以上、ここまで発災後の子どもや子育て家庭を取り巻く環境変化とそれともなう困難について「母と子の距離感が変化したこと」と「子どもの居場所がなくなったこと」をそれぞれ詳しくみてきた。ここではそれら2つについて、特に子どもの発達保障という観点から考察する。

まず、発災後に保護者と子どもは長い時間をともに過ごさなくてはならない状況となったことで、保護者は子どもから目を離すことができず精神的負担が増加していたほか、発災後に発生する様々な復旧作業を進めることが子どもと一緒にすることで難しくなるといった困難も生じていた。加えて、こうした復旧作業に子どもを巻き込むことで子どものメンタルヘルスに悪い影響を及ぼすことが懸念されていたり、保護者と子どもの距離を一定確保することで、むしろ子どもと精神的な余裕をもって接する時間を創出することが可能になっていたりした。裏を返せば、発災後に子どもと保護者の距離を一定確保する時間を設けることが難しくなると、復旧作業を十分に進められなかったり、保護者および子どもの精神的負担が生じたり、また子どもと保護者のコミュニケーションにおいて困難が生じてしまうことが明らかとなった。

災害時のニーズとして、子どもの発達保障において発災後の子どもの精神的負担を軽減することは重要であり、復旧作業に否応なしに子どもが巻き込まれることは避けられる必要がある。また、災害時における母親の PTSD と子どもの精神状況が深く関連していることを指摘する研究もあり¹⁸⁾、母親が精神的な余裕を持って子どもと接することができるのは子どもにとっても非常に重要なことである。一方で、先行研究が指摘しているように子どもは保護者の管理下にあるため保護者の責任をもって保護や支援をされる対象であると見られる傾向が高く、避難所での要配慮事項においても「子育て家庭(あるいは母子)」として記載されることが多々ある。すなわち、災害という緊急時には子どもと保護者(特に母親)の距離感は長時間非常に近いものとなってしまいがちであると考えられる。しかしながら、「保護者と子どもが共に過ごす時間が増加すること」で発生する困難を鑑みると、保護者と子どもを常に一括りのものと見ることによって、子どもの発達を保障していく上で保護者と子どもとの関係性を考えたとき、見落としてしまうことがあると言えよう。このことから、「子育て家庭」という括りによるニーズだけでなく、今後さらに「子ども」及び「保護者」それぞれのニーズをより丹念に描いていくことが必要であると考えられる。

次に、「子どもの居場所がなくなったこと」が特に子どもの発達保障という観点からどのようなニーズを生じさせるのかを述べる。発災後、学校の休校や避難所での生活などにより、子どもたちが本来集まって遊んだり学習したりする場所として考えられていたところにアクセスすることが困難になってしまった。そのような中でも子どもた

定確保することで、むしろ子どもと精神的な余裕をもって接する時間を創出することが可能になっていたりした。裏を返せば、発災後に子どもと保護者の距離を一定確保する時間を設けることが難しくなると、復旧作業を十分に進められなかったり、保護者および子どもの精神的負担が生じたり、また子どもと保護者のコミュニケーションにおいて困難が生じてしまうことが明らかとなった。

ちは遊ぶことを試みていた。しかしながら、避難所には子どもたちが自由に遊んでも良い場所というものは存在せず、そのために周囲の人々への配慮から保護者たちは子どもたちの遊びを制限せざるを得ない状況であった。

国連「児童の権利に関する条約」31条では、子どもが自由に遊ぶことが権利として認められている。この31条について高橋は、「子ども自身の自由な動機と発想で思うがままに遊べる権利を認めていることは、この条約が子どもの身体的、社会的発達の根源にかかわっている」¹⁹⁾ことから重要であると指摘する。つまり、子どもの発達保障においてはそうした「自由な動機と発想で思うがままに」遊べるのが保障されなくてはならない。しかしながら、「子どもはどんなにひどい場面でもどんなやり方でも遊びを見つける」²⁰⁾ことから遊ぶ権利を保障するための条件整備はなかなか進められてこなかったと考えられる。いかなる場面であっても子どもたちが遊びを見つけることは、保護者たちが「子どもの居場所がなかった」と考える避難所であっても、子どもたち同士で遊びを行おうとしていた様子からも見いだせる。ではこの遊ぶ権利はどのように保障されることが望ましいのだろうか。子どもの遊びの権利の実質化を国連に求めたIPA (International Play Association: Promoting the Child's Right to Play) は、特に「自由遊び」が重要であるとして、それを阻害している要因に、子どもの労働や貧困と拡大する暴力や差別、収容施設での遊びの制限などの問題を指摘しているという¹⁹⁾。こうした主張を参照すると、子どもの発達において重要な子どもの遊ぶ権利を保障するためには、子どもの自由な遊びを阻害している環境を改善していくことが求められていると考えられる。

この31条における「子どもの遊ぶ権利」とその周辺議論を参考にして、災害時の子どもの居場所がなかったという保護者たちの語りを考えてみると、災害時の避難所では「子どもの居場所」がなくなってしまうことで、子どもたちの遊ぶ権利が阻害されていたと言えよう。子どもたちが避難所の中で遊ぶ様子が語られてはいるものの、そうし

た遊びは、少なくとも保護者たちからすれば、子どもたちが遊んでも良い場所かどうかという点で、周囲の目が気になるものとして存在していた。それゆえに、子どもたちが自由に遊ぶ場を得ることができず、遊びを制限せざるを得ない状況になっていたと言える。こうした子どもの遊ぶ権利の阻害は、災害時にあっても子どもの発達を保障するためには解決しなくてはならない課題であり、そのためには避難所において子どもが自由に遊ぶことのできる場の必要性というニーズが存在していると言えるだろう。

4.2. 子どもの居場所に求められる機能

これまで災害時の子どもの居場所の必要性が主張されてきたが、災害時の子どもや子育て家庭のニーズを満たすためには、単に子どもの居場所という空間としてのスペースを置けばよいというわけではないことも主張したい。もちろんそうしたスペースを確保することは初めの一步として重要なことではあるものの、子どもの発達保障をしていく上では「4.1.」項で整理したようなこれまで明らかにしてきたニーズを満たすことのできる機能が居場所にあることが求められる。そこで本稿で明らかとなったニーズを手掛かりに災害時の子どもの居場所に求められる機能として以下の2点をあげ、今後の災害時の居場所づくりにおける政策的示唆としたい。

まず1つ目として、安心して保護者が子どもを預けることのできる託児機能である。つまり、子育て家庭が過ごせるスペースだけでなく、誰か別の大人が子どもを見ることのできる場所が求められる。言うまでもなく授乳等の際に母子で過ごせるスペースも重要であるものの、これまでの結果を踏まえれば子どもと保護者とが一定の距離を確保することのできる場所というものも子どもにとっても保護者にとっても必要なものである。

加えて、求められる機能の2点目として、子どもたちが周囲の目を気にすることなく自由に遊ぶことのできる場を提供することである。周囲の目を気にすることなく自由に遊ぶことのできる場として「子どもの居場所」が機能するためには、単

にスペースを確保するにとどまらず、そうしたスペースが他者からも子どもが遊ぶ場であることが明確に理解できることや、周囲への騒音等を気にしなくても良い場所に設置することなどが理想である。特に走り回ったりすることが制限されていたことなどからは、ある程度の広さをもったスペースが必要であることも指摘できる。

これら2点の機能が災害時の子どもの居場所が持つべき機能のすべてとはもちろん限らないが、少なくとも子どもの発達保障を災害直後の時点から保障していくためには、上記のような視点をもつことが肝要であろう。また、そうした居場所の担い手は、託児機能の必要性を鑑みれば保護者以外の者である必要がある。本稿で取り上げた事例においても、災害直後に保護者同士でそうした場を作ろうと努力したものの、困難であったことも語られていた。このことから保護者以外の担い手の必要性がわかる。すなわち、保護者たちの自助に任せるのではなく、子どもの発達保障に重要な子どもの居場所を確保するために、災害時に「誰が」それを担うのかということについて制度構想や支援方策の検討が求められるのである。こうした制度としては、本稿で検討したNPOなどの被災地域外の団体が担い手として即座に支援を実施することができるような平時のネットワークづくりや、地域内でも平時から学童保育ほか子どもの居場所づくりを進め、子どもの居場所の担い手育成を実施していくことなども考えられるだろう。

4.3. 本研究の課題と展望

本研究を通して、災害直後の学齢期の子育て家庭では子どもと保護者の距離が近い時間が長くなることによって保護者と子ども双方の精神的負担が増加する可能性があることや、子どもの居場所が確保されないことにより子どもの遊ぶ権利が保障されない状況になっていることを明らかにした。その上で、そうした困難を軽減するための方策として、子どもが保護者の手から離れることができる託児機能や、周囲の目を気にすることなどによる制限がなるべくない遊び場の機能が災害時の子どもの居場所には求められるとともに、そうした

居場所を創るための保護者以外の担い手等の制度構想や支援方策の構築が必要であることを指摘した。

最後に本研究の課題を述べる。まず、多様な災害種・地域があるなかでの一事例及び、特定の支援を受けた保護者へのインタビュー調査に関する分析であるため、災害種や地域特性等によって異なるニーズが存在する可能性があることが挙げられる。また、子どもの権利を考える上で、子どものさまざまな社会への参加という点は重要な視点であり、災害時の子どものニーズを考える上でも、子どもの声を拾うことは大切なことである。しかしながら、本研究ではデータの制約上そうした子どもの声を収集することができなかった。今後さらなる事例研究を進めていくとともに、支援活動等の中で子どもからあがる声に着目した検討を行っていききたい。加えて、具体的な制度構想をしていくためにも地域内外のさまざまな団体・担い手が、いかに災害時により良い子どもの居場所を確保していくことが可能になるのかに関する要因についても今後の研究課題としたい。

謝辞

本研究はJSPS科研費JP 22KJ2209, JP 23K17631の助成を受けたものです。またインタビューにご協力いただいた4名の方に御礼申し上げます。

引用文献

- 1) ユニセフ：子どもの権利条約の考え方, <https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>, 2024年6月28日
- 2) 内閣府：令和6年版防災白書, https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/r6_all.pdf, 2024年6月28日
- 3) 李永子：災害における要援護者概念の再考：「災害弱者」から「災害時要援護者」へのアプローチ、福祉のまちづくり研究, 8巻, 1号, pp.38-48, 2006
- 4) 国連：児童の権利に関する条約, 1989
- 5) 内閣府：避難所運営ガイドライン, https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_guideline.pdf, 2016, 2023年4月24日
- 6) 松永妃都美・新地浩一：子どもと母親への災害時の心身医学的支援, 心身医学, 57巻, 3号,

- pp.251-256, 2017
- 7) 伊藤駿・中丸和：災害時の子ども支援に関する研究の動向と今後の課題－災害時に子どもが直面する困難とその支援方策に着目して－，子ども学論集，8号，pp.69-79, 2022
 - 8) 伊藤一之・山崎透：大規模災害と子どもの反応，内科，110巻，6号，pp.1096-1100, 2012
 - 9) 佐藤寿哲：災害によってもたらされる子どもへの影響の文献的検討－発達段階ごとにみられる心理的特徴，日本災害看護学会誌，16巻，2号，pp.56-65, 2014
 - 10) 本間博彰：災害時の子どもの心のケア：災害後期を見越した急性期・中期の対応について（特集 災害時の子どものメンタルヘルス），地域保健，47巻，6号，pp.30-35, 2016
 - 11) 北山真次：災害に遭遇した子どもたち，日本小児科学会雑誌，116巻，12号，pp.1813-1828, 2012
 - 12) 安部芳絵：災害と子ども支援，学文社，2016
 - 13) 阪本真由美・平岡敦子・小山真紀・松多信尚・原耕平：豪雨災害被災地における子育て支援に関する研究－子育てをめぐる労働配分に着目して－，地域安全学会論文集，39巻，pp.315-323, 2021
 - 14) 原耕平・阪本真由美：被災子育てケア労働軽減のための支援枠組みの検討－平成30年7月豪雨災害における岡山県倉敷市真備町の事例分析より－，地域安全学会論文集，39巻，pp.113-122, 2021
 - 15) 西村実穂：災害発生後に設置される子どもの居場所（CFS）運営時の課題，未来の保育と教育－東京未来大学保育・教職センター紀要，9巻，pp.105-114, 2022
 - 16) 東京都西多摩保健所：西多摩圏域市町村災害時保健活動ガイドライン～保健師の活動を中心に～，https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/nisitama/tiiki/kadaibetu_plan/saigaiguide_line_phn.files/guideline_p1-5.pdf, 2023年4月24日
 - 17) 山本克彦：災害時における子ども支援の現状と課題，岩手県立大学社会福祉学部紀要，8巻，2号，pp.19-28, 2006
 - 18) 松田宣子・新道幸恵・高田昌代：看護職者の災害時における子どもの心身のケアに関する研究－災害時母親の認知した子どもの状態とニーズを通しての看護職者へのケアニーズ－，日本看護研究学会雑誌，23巻，52号，pp.81-90, 2000
 - 19) 高橋博久：UNCRC-General Comment No.17へのアプローチ，地域社会デザイン研究，2巻，pp.29-37, 2014
 - 20) UNICEF: Implementation Handbook for the Convention on the Rights of the Child, 2007
- （投稿受理：2024年4月5日
訂正稿受理：2024年6月28日）

要 旨

本稿は、学齢期の子どもとその家庭が災害時に直面する困難を明らかにすることを目的とし、被災地域に住む保護者に対して特に災害直後に関して実施したインタビュー調査のデータを分析した。その結果、発災後は保護者と子どもの距離が接近したり、子どもの居場所がなくなったりすることによる困難が生じていた。具体的には、保護者は精神的負担の増加のほか復旧作業の進行に困難を感じていたことに加えて、子どもは遊ぶ権利が侵害されていた。また、保護者が子どもと長時間ともに過ごさざるを得ない状況となることは、保護者が子どもと余裕をもって接する時間を創ることも難しくしていた。

最後にそうした困難を軽減するための支援方策として、子どもの居場所に着目して考察を行った。子どもが保護者の手から離れることができる託児機能や、周囲の目を気にすることなどによる制限がない遊び場の機能が災害時の子どもの居場所には求められることを指摘した。